

日本チェーンストア協会 提出資料

パート労働者への厚生年金等適用拡大問題について

(厚生労働省「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ」説明資料)

平成 19 年 1 月 22 日

日本チェーンストア協会

I. 日本チェーンストア協会の概要

1. 協会の概要

◆設 立

昭和 42 (1967) 年 8 月 2 日

◆目 的

チェーンストアの健全な発展と普及を図ることにより、小売業の経営の改善を通じて、わが国流通機構の合理化、近代化を促進するとともに、国民生活の向上に寄与する。

◆会員企業数 (会員資格)

通常会員 … 85 社

(会員資格) チェーンストアを営む小売業法人であって 11 店舗以上または年商 10 億円以上のもの

賛助会員 … 530 社

(会員資格) 協会の趣旨に賛同し、これに協力するもの

◆事業概要 (本年度の重点事業)

- 税制改革への取り組み
- 規制改革への取り組み
- 環境問題への取り組み
- 食の安全・安心の確保
- 「食育」の推進
- 適切な公正取引の推進
- 次世代標準 E D I の推進と活用研究の継続
- 会員の結束力強化と C S R の推進
- 協会基盤の強化と活性化

2. 協会の規模推移

	総販売額 (前年度比・%)	企業数	店舗数 (前年度比・%)	売場面積 (前年度比・%)	従業員数 (前年度比・%)	店舗当り販売額 (指数)
8年度 (1996)	169,786 億円 0.7%	131 社	7,822 店 1.2%	16,191,704 m ² 7.8%	439,252 人 2.0%	21.7 億円 100.0
9年度 (1997)	167,195 億円 ▲5.1%	124 社	7,531 店 ▲3.7%	16,969,326 m ² 4.8%	461,641 人 5.1%	22.2 億円 102.3
10年度 (1998)	167,187 億円 ▲2.2%	120 社	7,201 店 ▲4.4%	17,627,543 m ² 3.9%	468,083 人 1.4%	23.2 億円 106.9
11年度 (1999)	165,480 億円 ▲4.2%	115 社	7,281 店 1.1%	18,364,811 m ² 4.2%	472,511 人 0.9%	22.7 億円 104.6
12年度 (2000)	162,847 億円 ▲5.3%	109 社	7,053 店 ▲3.1%	19,698,601 m ² 7.3%	472,557 人 0.0%	23.1 億円 106.5
13年度 (2001)	154,671 億円 ▲4.8%	101 社	6,067 店 ▲14.0%	16,716,706 m ² ▲15.1%	401,524 人 ▲15.0%	25.5 億円 117.5
14年度 (2002)	143,887 億円 ▲1.9%	101 社	8,723 店 43.8%	20,004,502 m ² 19.7%	415,103 人 3.4%	16.5 億円 76.0
15年度 (2003)	144,665 億円 ▲3.2%	98 社	8,151 店 ▲6.6%	20,986,842 m ² 4.9%	427,895 人 3.1%	17.7 億円 81.6
16年度 (2004)	141,612 億円 ▲4.2%	94 社	8,334 店 2.2%	21,527,589 m ² 2.6%	425,641 人 ▲0.5%	17.0 億円 78.3
17年度 (2005)	141,482 億円 ▲2.0%	88 社	8,733 店 4.8%	22,393,278 m ² 4.0%	436,009 人 2.4%	16.2 億円 74.7

(注) ①総販売額の前年度比は店舗調整後伸び率 (=実質ベース)。

②従業員数は正社員及びパート労働者(8時間換算)の合計人数。

③店舗当たり販売額指数は8年度を100とする。

Ⅱ. チェーンストアにおけるパート労働の現状

1. 就業の概要

◆延べ人数

およそ55万人

◆平均年齢

44.3歳

＜年代別構成＞

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
3.4%	12.2%	14.0%	27.7%	40.4%	2.3%

◆平均勤続年数

4. 8年（4年9ヶ月）

◆パート比率

68. 8%

（注）8時間換算のパート労働者数による比率。

2. パート労働者活用の考え方

- （1）小売業の特性である「地域密着」の柱として、「個々人の事情や希望に応じて都合のよい時間・日に働きたい」とのパート労働者のニーズに対応するため、時間帯や曜日等の選択肢を幅広く用意し、地域の主婦を中心に多様な就業の機会を提供している。
- （2）同時に、地域の生活者の視点を店舗運営等に取り入れる等、大変重要な戦力となっている。
- （3）特に店舗業務においては、パート労働者なくしてチェーンストアの事業活動は維持できず、パート労働者の活用策が小売業界にとって最重要の活性化対策となっている。
- （4）そのため、教育・訓練を充実するとともに、実力、意欲のあるパート労働者にはリーダー職や正社員に転換できる制度を導入する等、多様な働き方の選択肢を用意したり、パート労働者の人事考課を実施して、評価に基づき時間給が連動する賃金制度を導入する等パート労働者の意欲を引き出す工夫に努めている。

Ⅲ. パート労働者への厚生年金等適用拡大に対する意見

1. パート労働者への厚生年金等適用拡大に断固反対する

パート労働者への厚生年金等適用問題については、平成16年年金制度改革において、国民年金法等の一部を改正する法律附則第3条第3項に「この法律の施行後5年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。」旨明記されたにもかかわらず、政府・与党におかれては、国民の前で附則の諸課題について全く検討することなく推し進められようとしている。

およそ650万人のパート労働者を雇用する流通・サービス産業17団体では、昨年11月に『短時間労働者への厚生年金等適用拡大反対協議会』の活動を再開し、下記のとおりパート労働者への厚生年金等の適用拡大に断固反対することを改めて決議した。

『短時間労働者への厚生年金等適用拡大反対協議会』決議

平成 18 年 11 月 29 日

国民年金法等の一部を改正する法律の附則の趣旨を全く無視した議論の進め方に強く抗議し、パート労働者の多様な働き方や雇用を奪い、流通・サービス産業の企業経営を危機的状況に追い込むパート労働者への厚生年金等適用拡大に断固反対する。

2. 厚生年金等適用拡大反対の理由

- (1) 短時間労働を選択しているパート労働者が本当に厚生年金加入を望んでいるのか検証されていない。
- (2) パート労働者本人への給付がどのような形になるのか不透明のまま、保険料の負担ばかりが議論されている。
- (3) 適用拡大を強行することは、パート労働者の多様な働き方を阻害し、雇用不安を招くことになる。
- (4) 本来行われるべきはずの国民年金法等の一部を改正する法律附則第3条第3項に基づく検討が全く無視されている。
- (5) 国民年金の未加入・未納問題が依然として解消されていない上、厚生年金の空洞化等の問題も十分に改善されておらず、年金制度に対する不信感は払拭されていない。
- (6) 家計を圧迫し個人消費に影響を及ぼすとともに、流通・サービス産業全体の経営危機を招く。

IV. パート労働者への厚生年金等適用拡大における3つの問題点

1. パート労働者は決して厚生年金等への加入を望んでいない

個々人の事情や希望に応じて短時間労働を選択しているパート労働者は、決して厚生年金等への加入を望んでおらず、また、現行の所得税や社会保険の仕組みの中で現在の働き方や手取り収入の水準を確保したいと希望しているのが実態であり、年金制度に対する不信感とも相まって、保険料負担の発生に納得していない。

当協会が実施した緊急アンケート調査（平成 18 年 11 月実施、回答者数 1,945 名）によれば、パート労働者の多くは「個々人の事情や希望に応じて都合のよい時間・日に働きたい」と考えており、さらに、現行の税制や社会保険の仕組みの中で「所得税の非課税限度額の範囲内で働き

たい」、「社会保険の被扶養者の範囲内で働きたい」と希望している。厚生年金等加入に対しては、『保険料負担と年金給付のバランス』、『現在の収入（手取）と将来の収入（年金）のバランス』、『本人と家族の働き方のバランス』等を考慮して、極めて慎重に見ていると考えられる。

このような実態を無視して一律に厚生年金等の適用拡大を強行しようとすることは、パート労働者の希望や考え方に逆行するものであり、現在のパート労働者の働き方を根本から壊してしまうことになりかねない。また、このことこそまさに、再チャレンジ政策が掲げる「多様な選択肢の用意」に逆行することにはほかならない。

(1) 厚生年金適用拡大に対しては、消極的な意見、反対の意見が大勢を占めている。

- | | |
|---------------------|-------|
| ○中身を見てから考える・よくわからない | 51.0% |
| ○反対である | 24.7% |
| ○賛成である | 17.5% |

(2) 適用拡大反対の理由は、「年金制度に対する不信感」と「将来への不安」が大半。

- | | |
|--|-------|
| ○年金制度が維持できるかどうか、制度そのものに対する不安があるから | 67.3% |
| ○年金についての社会保険庁のさまざまな不正などが報道され、年金は当てにならないと思うから | 54.2% |
| ○消費税の引上げなどが言われて、さらにこの先の家計の負担感が重くなる一方だから | 48.3% |
| ○家計を支えるためなど、老後にもらえる年金よりも現在の手取り収入の方が大切だから | 27.5% |

(3) 適用拡大が決定された場合、4割を超える者が働き方に何らかの影響を受ける。

- | | |
|---|-------|
| ○月収の10%程度の保険料を支払ってでも、現在の勤めを続ける | 24.5% |
| ○今のところよくわからない | 21.5% |
| ○何か上手い方法がないか、家族などに相談してどのように働くか(働かないか)を決める | 17.1% |
| ○月収(手取り額)と保険料の支払いとのバランスを考えて、割に合わなければパートの勤めを辞めてしまう | 16.8% |
| ○保険料を支払わないで済むような短い時間、低い年収の範囲で働くようにする | 10.9% |

(4) 適用拡大を強行した場合、「長時間と短時間のパート労働に二極化が進む。」と言われることについて、4割を超える者が「不公平である」と感じている。

- | | |
|---|-------|
| ○仕方がないことだと思う | 38.5% |
| ○中間で働きたい(例えば週25時間程度働きたいなど)という人が無視され、不公平だと思う | 24.6% |
| ○長時間にせよ20時間以下にせよ、特定の人に採用が集中して、不公平だと思う | 18.6% |

(5) 短時間勤務を選択している理由は、「個々人の事情や希望に応じて都合のよい時間・日に働きたいから」であり、決して“正社員になれないから”ではない。

- | | |
|--|-------|
| ○家事や育児、介護などをこなして、自分に便利な時間や期間で働きたいから | 39.6% |
| ○家族で会社勤めをしている者の扶養家族として、その者の会社から家族手当などが支払われる範囲(年収103万円未満)で働きたいから | 30.1% |
| ○家族で会社勤めをしている者の扶養家族であるけれども、年金や健康保険の保険料を支払わない範囲(年収130万円未満)で働きたいから | 28.5% |

△正社員として働きたいけれども、就職先が見つからないから

8.9%

2. パート労働者と企業に発生する大きな負担増が家計と企業経営を直撃する

厚生年金等適用拡大に伴い、パート労働者一人当たり年間で13万円程度、当協会全体では年間で300億円程度の保険料負担が発生し、パート労働者の家計と企業経営の双方に深刻な打撃を与える。

当業界では業態間・店舗間の競争が激化し、チェーンストア販売統計においては、前年同月を上回る月が散見されるものの、長く前年同月割れの基調（店舗調整後）が続いており、到底景気回復を実感できると言える状況にはない。

パート労働者においては、家計を支える等の理由により現在の手取り収入を重視している層が相当あり、適用拡大による負担増の影響はきわめて大きなものとなる。

このような状況下で、厚生年金等の適用拡大を強行することは、新たな保険料発生に伴う負担増が企業経営と家計を直撃し、企業・パート労働者の双方が深刻な影響を受けることになる。

(1) 会員企業の負担額

※「週労働時間 20 時間・年収 65 万円以上」が新たな適用条件となった場合の介護保険料を除く社会保険料の負担額（会員企業 85 社での推計値）

○パート労働者の延べ人数	約 5 5 万人
○新たに適用対象となるパート労働者数	約 2 5 万人
○会員企業の社会保険料負担額（年間）	3 0 0 億円程度

(2) パート労働者一人あたりの負担額

※標準報酬 1 等級月額 98,000 円を月収とした場合の試算額

○社会保険料負担額（年間）	1 3 . 4 万円
・厚生年金保険料負担額(73.21/1000)	(月額) 7,175円×12ヶ月
・健康保険料負担額(41/1000)	(月額) 4,018円×12ヶ月

3. 厚生年金に加入すれば、大幅に給付額が増えるかのような試算の公表には大きな問題がある

厚生年金に加入しさえすれば、大幅に年金給付額が増えるかのような厚生労働省の試算は、平均的に4.8年しか勤続しないチェーンストア業界の勤務実態や現在のパート労働者の多様な働き方を踏まえておらず、このような試算を十分な説明もないままに公表することは大きな問題である。

また、12月20日に発表された将来推計人口の結果を踏まえれば、試算の内容は一層疑問である。

厚生労働省では、『昭和40年生まれのサラリーマンの妻が、40歳から20年間パート労働者として働いて厚生年金に加入したケース』として、

（1ヶ月あたりの保険料負担増加額） 7,144円

（1ヶ月あたりの年金給付増加額） 10,750円

との試算を行っているが、当業界の平均的な勤続年数に照らしてみると、1ヶ月あたりの年金給付増加額は2,600円程度（およそ1/4）になるものと推測される。

本当に厚生労働省の試算のような給付水準になるのか、現在のパート労働者の多様な働き方に応じたきめ細かな検証が行われるべきである。また、出生率の下方修正を盛り込んだ12月20日発表の将来推計人口の結果に基づく検証を踏まえない限り、安易な試算の公表は慎むべきである。

V. 年金制度見直しに当たっての論点

パート労働者への厚生年金等適用拡大を議論する前に、以下の課題についてまず議論されるべきではないか。

- （1）最新の将来推計人口の結果を踏まえた、現行制度（負担と給付等）の検証
～ さらに年金給付額が切り詰められることになるのではないか。パート労働者はそのことを理解した上で、適用拡大問題をどのように考えるのか。
- （2）国民年金の未加入・未納問題の解消
～ 国民年金の未加入・未納問題が解消されないまま、給与所得者であるパート労働者から「取りやすいところから取ろうとする」ことについて、パート労働者はどのように考えるのか。
- （3）厚生年金の空洞化対策の徹底、任意適用事業所で働くフルタイム労働者の年金のあり方に対する検討
～ 厚生年金適用事業所でありながら、制度への加入を違法に免れている事業者が存在するとされることについて、その実態と対策を明確にすべきではないのか。
また、「働くことに中立」を掲げるのであれば、まず、任意適用事業所で働くフルタイム労働者の年金のあり方から検討すべきではないのか。
- （4）適切な保険料徴収業務の確保
～ 上記（2）（3）を適切に処理できない社会保険庁、ないしはそれに替わる組織に、勤続年数が短く流動性の高いパート労働者の加入記録を適切に管理することができるのか。
- （5）所得税、雇用保険、社会保険の整合
～ 所得税の非課税限度額、雇用保険、社会保険の現行の制度の不整合について、どのように考えるべきか。

(6) 年金制度の抜本的検討

～ 今後の少子高齢化を視座に据え、上記のような課題を詰めていくと、老齢基礎年金のあり方、老齢厚生年金のあり方、女性の年金のあり方等について、抜本的な検討が必要なのではないか。

以上